

# 北九州地区労連ニュース

2018年11月号 No. 145

発行 北九州地区労働組合総連合  
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
ホームページ http://www.geocities.jp/k\_roren/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
あきらめないで電話して下さい  
秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料  
フリーダイヤル  
0120-378-060  
soudan@yamaguchiroren.or.jp



福建芳は、公契約条例などの要求で政策協定を結び勝利に向けて全力をたたく決意を述べました。

## 「笑顔と希望の北九州市をつくる会」結成のつどいに2500人が参加

### 北九州市長候補永田浩一氏13の約束を発表(重点政策)

北九州地区労連は、第30回定期大会で、「安倍暴走政治に追隨する北橋市政の元で市民要求に背を向け、無駄な大型開発に大切な税金をつぎ込んでいく市政から、市民の命と暮らしを優先する市政に転換するために全力を挙げてたたかう。」ことを確認しました。この方針に基づき、「政治確認団体結成の呼びかけ人」に名を連ねるなど積極的に市民の会活動に参加してきました。

11月24日14時、商工貿易会館2階ホールで、北九州市長選挙をたたかう母体となる政治確認団体「笑顔と希望の北九州市をつくる会」結成総会(結成のつどい)が開かれ、労働組合、女性団体、業者団体、青年、市民要求をたたかう市民団体などから会場一杯の2500人が参加し、私たちの代表永田候補の勝利に向け全員でガンバろうと確認しました。

結成のつどいは、若松の太鼓グループ夢限太鼓の勇壮な太鼓で始まり、永田予定候補の入場でひととき大きな拍手と歓声が沸き上がりました。棚次代表の挨拶の後、さよなら原発の深江氏、日本共産党から元衆議院議員の真島氏から激励を受け、三輪事務局長が、会の結成、役員名簿、会則、北九州市長選挙をたたかう基本

「給付型奨学金制度の実現」「公契約条例の制定」「住宅リフォーム制度の充実」「消費税増税反対」「八幡市民会館が埋蔵文化財センター」でほんとうにいいのー」

結成のつどいに参加した、青年、福建芳の仲間、新婦人の会、民商、医療労働者、法律家、北九州市職労など7つの団体が北九州市長選挙でたたかう要求と決意が述べられました。特に福建芳は、会場で政策協定を結び事を呼びかけ会場で永田候補と調印、2050人の組合員が総力を挙げてたたかう決意を表明し一段と大きな拍手に包まれました。

大型開発から、チエンジ  
安心のくらし・魅力ある町へ!



会場一杯の参加者に立候補の決意を述べる永田浩一市長候補

新日本婦人の会から花束が贈られ、北九州市長選挙永田浩一候補が登壇し、「北橋市政は①原発推進、消費税10%増税、9条改憲、社会保障など市民の暮らしや安心を直撃する安倍政治いいないだ。

大型開発優先を止め「ひとりのくらしを大切に市政をめざすと力強く訴えました。会場で訴えられたカンパは、3万6986円が集約されました。

## 雨あがり

数ヶ月前、上の子(小学3年生)の健康診断があり、どうやら太りすぎとの結果が出たようです。それから、奥さんによる食事制限や、毎日朝晩の体中チエツクが始まりました。食欲の秋と言われますが、娘には我慢の秋となっています。

ここで父親の私としても少しは協力しなければ!と思い、週末の散歩を提案。早寝早起きをさせるため、朝6時に起床し1時間半の散歩を始めることにしました。ここ数年、運動をしていない私にとっても多少メリットあり!又、組合活動が多く帰りの遅い私にとっては、娘とあまり話す時間が無く(やぐやぐちっぽい?)一石二鳥の取り組みです。

初日、娘は眠たい目をこすりながら運動着に着替え一緒に散歩。私は普段通勤以外近所を歩くことが無く、こんなところろにこんな店があるのか!娘と一緒に新しい発見や、今度はこの道を歩いてみようなどと会話も増えました。後日、下の男の子(幼稚園年長)も一緒に散歩したいと言いだし、3人で散歩。幼稚園バスが通る道を歩き幼稚園まで行きたいとのリクエスト。最初は元気よくはしゃぎながら〇〇君がここで乗るんよ!などの情報を散りばめながら歩いていましたが、疲れてきたか次第に元気も無くなり、疲れた!早く帰りたいと言いだす始末。目標の幼稚園にはたどりの着くこともなく家に帰りました。当然次から参加しなくなりまし。

最近秋が深まるにつれ、朝も寒くなり、娘が中々布団から出なくなる始末。よって、日中の散歩に変更。現在も頑張っています。しかし肝心の娘と私の体重は中々減ってくれません。もっと長い時間歩くべきか、マラソンにするか、他のスポーツにするか父親の私は考えています。やっぱりダイエットって難

し・・・(洋)

**2 地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。**  
地区労連ニュース5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



副議長(福建労北九州)  
新屋敷 浩一

福建労北九州支部書記長の新屋敷です。北九州地区労連では、副議長として地域運動に携わっています。

福建労は、建設に働く仲間を組織する組合として、建設産業の民主化と建設で働く者の労働条件の改善、政治的・社会的地位の向上を目的とし、その目的の達成に向け様々な活動に取り組んでいます。建設労働者の命と健康を破壊するアスベスト根絶の取り組み、事業者の経営を苦しめる消費税増税反対運動などを前面に据え、地域の安全と安心、平和な社会を求める方針を掲げ運動を進めています。

今、安倍政権が進めていることは、私たち建設で働く仲間はもろろんのことすべての労働者と国民の思いとは逆行した政治を押し進めています。2019年は統一地方選挙の年、安倍政権を退陣に追い込むチャンスと考えます。労働者と国民の要求を実現へ、市長選、県議選、参議院選挙の勝利に奮闘します。1年間共に頑張りましょう。



会計監査(福建労北九州)  
菊谷 愛

福建労北九州支部で書記局歴8年の菊谷です。地区労連には、学習会や評議員会の出席、宣伝行動などの運動に参加し関わってきました。

様々な争議や活動を繰り広げる運動の中心を担う地区労連の会計監査という大きな役割に就くことに、責任の重さを感じています。1年間頑張りますので、よろしく願います。



幹事(福建労北九州)  
石迫 直

昨年は一年間、地区労連で会計監査をしていました。

今年度から、戸畑地区の代表として地区労連幹事の役割に任命されました。

福建労北九州支部の事務所のある戸畑で、地域の共闘団体の皆さんと共に、地区労連運動に積極的に関わり頑張りたいと思っていますので、ご協力の程、よろしく願います。



幹事(健和会労組)  
中山 和彦

引き続き、地区労連役員の任務をします。北九州地区労連が結成して30年が経過します。

結成大会では、残業なしではくらしにくい低賃金・長時間過密労働の改善、病気や老後の不安、環境破壊、核競争への不安など、平和で人間らしい生活を求める切実な要求を実現するため『結成宣言』がいき高々と宣言され、すべての働くもの人間らしい生活を実現するために労働者の結集「團結」のもとでわたしたちは奮闘してきました。

こうした労働組合結成、労働組合運動の原点に立ち返り、北九州地区労連への期待と存在感が、急速に高まる状況の中で今後も奮闘していきます。



幹事(北九州嘱労)  
高崎 恭子

引き続き幹事になりました。

北九州市学校嘱託職員労働会(学嘱労)の高崎恭子です。単組では書記次長として民間委託反対や嘱託員の労働条件向上のために頑張っています。

**非正規と正職との差別は許さない！  
格差是正要求で一定の前進  
臨職の日額 200円アップ**



今年の秋季年末闘争では、正規職員の賃金改定が行われない厳しい状況のなかで当初、臨時・嘱託の賃金の見直しも0回答でした。学嘱労は正規代替の臨時職員の賃金が時給換算で814円と最低賃金であること、しかも市役所で働く非正規の中でも一番低い賃金であることはおかしいと訴え、改善を求めました。休暇制度では子の看護休暇で正規と非正規では付与日数が大きく違うことに「正規の子と非正規の子で



幹事(北九州国公)  
池田 征治

第300回定期大会で幹事に選出されました北九州地区国公の池田征治です。

国家公務員の職場は、どの職場も職員の大規模削減が進められています。一方で仕事は今ままで以上に複雑、煩雑化になっていきます。こういった厳しい職場環境に職員は、苦しみ「心の病」による休職者や中には職場を辞めていく職員もいます。

この厳しい職場環境を改善するためには今こそ労働組合が必要だと思えます。働きやすい職場づくり、暮らしやすい社会になるように微力ながら頑張りますので宜しくお願いします。

差をつけるな」と長年訴え続けてきました。

10月29日から連続12日の座り込み行動を決め、途中教育委員会要請や総決起集会への参加をしながら団結して行動を成功させました。座り込みには地区労連から永富議長、堀田事務局長、日本共産党市議団から応援、激励をいただきました。

結果、臨時の賃金は要求額には届きませんでしたが、日額200円の引き上げを勝ち取ることができました。

「子の看護休暇」の改善は残念ながらありませんでしたが「子育て支援休暇」と改め、新たに対象を孫まで正規と非正規同等に拡大されました。学嘱労が「正規の子と非正規の子で差をつけるな」と主張し続けてきたことがやっと実を結んだといえます。

今年の闘争を足がかりに賃金・他の休暇についても正規・非正規の格差解消に向けて引き続き頑張りたいと思います。

## 平和ネット11・3憲法集会 野党と市民の対話集會に127人が参加

11月3日(土)14時から△民党から田川市選出の佐々木県一平大セミナー室で、平和をあきらめない北九州ネットが呼びかけた憲法集会「野党と市民の対話集會」が開かれ127人が参加しました。

1800万筆を超える安倍改憲NO!の署名、国民の声にも耳を傾けず、憲法改悪をあきらめない安倍政権、野党共闘の力をもつともっと大きくし安倍政権に痛打を与え、改憲阻止をするためには何が必要か直接野党の代表から話を聞きたいと対話集會が計画されました。

11・17ロングラン宣伝  
61人が参加、154筆集約

この集會に全ての野党が参加する事にはなりませんでしたが、日本共産党真島元衆議院議員、社



会場からの質問に丁寧に答えてくれた  
社民党佐々木県議、共産党真島元衆議院議員



多くの方が署名に  
協力してくれました。

北九州憲法共同センターの呼びかけで取り組まれた11・17ロングラン宣伝は、小倉駅南口広場で3時間行なわれ、12時から13時までは、健和会と地区労連が担当。頑張りました。11時から12時は新婦人の会、13時から14時は弁護士や民主団体が参加しました。

## 第40回福岡県人権問題 研究集會に参加しました

11月23日10時30分、粕屋町サンレイクかずや大ホールで第40回福岡県人権問題研究集會が開かれました。北九州地域人権連からの案内で、永富議長と堀田事務局長が参加しました。三輪実行委員長挨拶、来賓として粕屋町長が挨拶のあと、前川喜平文科省事務次官が、「公務員としての矜持」から「これからの教育・子どもたちに未来を」を自由奔放に語る!と題して講演。

持ち時間を大幅に超える熱演で、安倍政権の教育行政がゆがめられ、道徳教育や教科の中で、上のものには逆らわない、逆らえない教育が進行していると警告しました。



会場超満員の参加者に語りかける前川講師

## 笑顔と希望の北九州市をつくる会 市長候補 ながた 浩一プロフィール



永田 浩一さん

- 1965年7月、福岡県久留米市生まれ、53才
- 佐賀県立神埼高等学校卒業
- 北九州大学外国語学部米英学科卒業
- 《主な経歴》
- 北九州大学学友会委員長
- 日本共産党専従、日本共産党門司小倉地区委員会委員長
- PTA会長(北方小、企救中)
- 学校給食を考える保護者ネットワーク世話人
- 北九州憲法共同センター運営委員
- 《現在》
- 日本共産党福岡県常任委員、青年・学生委員会責任者
- 家族 妻、一女、一男
- 趣味 音楽鑑賞、読書、山歩き

## 写真で見る

## 平和をあきらめないネット毎月宣伝行動

11月30日秋季・年末闘争で「安倍改憲・労働法制改悪NO、賃上げと安定雇用で地域活性化」などの要求課題で北九州地区労連は、一日総行動に取り組みました。



# 労働法コラム 第47回 「定年後の継続雇用について」

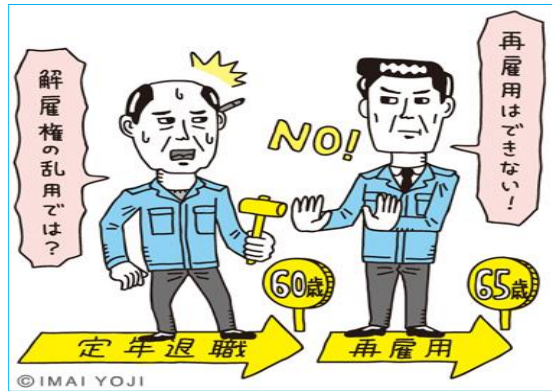


黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

1 60歳定年後の就労はどうなるの？

高齢者雇用安定法には、定年は、60歳を下回ることはできないと定められています。もっとも、現在の老齢基礎年金及び老齢厚生年金は原則として、65歳から支給されることとなっているので、60歳で定年退職をした殆どの労働者は、65歳に達するまでは、経済的に苦しくなっています。将来、高齢者雇用安定法における定年の定めが60歳から65歳に引き上げられれば、この問題は無くなるのですが、今はその過渡期。このような状態を受け、高齢者雇用安定法9条1項は、経過措置として、65歳までの生計を確保するために、事業



主に對して、①定年年齢の引き上げ(1号)、②継続雇用制度の導入(2号)、③定年の定め廃止(3号)の、いずれかの措置を講ずるよう定めています。

2 継続雇用制度とはどんなものでもいいのか？

では、②の継続雇用制度とは、どのようなものでも良いのでしょうか？例えば、60歳を越えた労働者は辞めさせたいと考えている事業主が、具体性を欠く抽象的な基準を作つて、自分の気に入らない労働者については恣意的に継続雇用としないようなケース。また、男女で継続雇用するかどうかに差を設けたり、特定の労働組合員である労働者のみ、継続雇用しないとするようなケース。このようなケースでは、その事業所の定めている継続雇用制度自体がそもそも同法9条1項2号

に該当しないと効力のないものであると判断されたり、その継続雇用制度自体は有効であっても、特定の労働者へのみ不当に適用しているとして、問題となります。

3 長澤運輸事件

(1) 事案の概要

この、定年後の働き方が問題になったのが、長澤運輸事件です。

この事件は、定年退職した後、有期労働契約を締結して嘱託社員となった者が、無期労働契約を締結している正社員との間に、賃金に不合理な差があると主張した事件です。原告は、被告会社に對し、主位的に、正社員に関する就業規則等が適用される労働契約上の地位にあることの確認を求めるとともに、正社員に支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額の支払を求めました。また、予備的に、不法行為に基づき、差額賃金相当額の損害賠償金の支払いを求めました。

(2) 第1審、第2審

第1審では、労働者側が全面勝訴しました。職務内容及び配置変更の範囲は、ほぼ同じなのに、正社員と定年後の再雇用者との間に賃金の差を設けることは不合理だと判断したのです。

ところが、第2審では、逆に、使用者側全面勝訴しました。その理由としては、定年後継続雇用者の賃金を定年前と比較して、ある

程度減額することは社会一般的に容認されていること、若年層を含めた労働者全体の安定的雇用実現のためには、賃金コストの圧縮が必要であり、再雇用者の賃金を定年退職時より引き下げることが不合理とは言えないこと、60歳後の賃金額によっては給付金を受けられる制度があること等が挙げられました。

(3) 第3審(最高裁 平成30年6月1日判決)

判断は最高裁にゆだねられたのですが、最高裁は、精勤手当・超勤手当を除き、使用者側勝訴との判断をしました。

最高裁の判断の特徴は、賃金額の格差のみでなく、個別の各種手当毎に検討をした点です。能率給、職務給、精勤手当、住宅手当、役職手当、役付手当、超勤手当、賞与。これらのそれぞれに、(一)団体交渉を経て決められたものであるか、(二)定年後再雇用者に支給しない代わりに他に何か優遇措置がとられていないか、(三)労務自体に対して支給されるものではなく、福利厚生や生活保障等、労働者の生活状況に応じて支給されるものではないか、等の実質的な事情が検討されました。例えば、住宅手当や家族手当については、労働者の提供する労務を金銭的に評価して支給されるのではなく、労働者の

生活に関する諸事情を考慮した上で支給されるものであるところ、正社員は、定年後再雇用者と異なり、幅広い世代の労働者が存在することが想定されており、差を設けることに合理的な理由があると判断されました。

一方で、皆勤を奨励する精勤手当については、正社員と定年後再雇用者として、差を設けることに合理的な理由はないと判断されました。

4 まとめ

この判決を受けて、今後、同様の事案については、手当毎に差を設けることが合理的か否かが判断されることが予想されます。ただ、同じ名称の手当であっても、事業所によって、その中身や運用が異なることもあるので、事業所毎に、その手当の実質を見て判断しなければいけません。



皇帝ダリヤ すてきです